

●不法投棄撲滅緊急宣言について

札幌市では、不法投棄の急増を食い止めるべく、「不法投棄撲滅緊急宣言」をします。

市が把握できた札幌市内での不法投棄は、平成14年度の790件が平成18年度には1,800件を超え、5年間で2倍以上に増えています。また、不法投棄されているのは、事業系の廃棄物ばかりでなく、家電リサイクル法対象製品や粗大ごみなど、一般家庭から出るものも多い状況にあります。

こうした事態を受け、この緊急宣言により、全市民に不法投棄が犯罪であることを認識してもらい、「世界に誇れる環境の街さっぽろ」を守るために市民1人1人が立ち上がって、この犯罪を防いでいかなければならないことを訴えるものです。

また、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」（5月30日～6月5日）に関連する札幌市の取り組みとして、ヘリコプター監視、夜間パトロール、不法投棄に関する講習会等の各種事業を展開していきます。

1 不法投棄撲滅緊急宣言

宣言日：平成19年5月25日（金）

宣言内容：不法投棄の急増を受け、不法投棄は犯罪であり絶対に許せない行為であるとし、市として徹底的に取り組んでいくという決意を表明する。

宣言文：別紙の通り

2 全国ごみ不法投棄監視ウィーク関連事業

【不法投棄監視パトロール車への報道機関同行取材】

日時：希望する報道機関と相談の上決定

内容：市民へ不法投棄の実態を知らせてもらうため、報道機関に不法投棄監視パトロール車への同行取材をしてもらう。

【ヘリコプターからの上空監視】

日時：平成19年5月30日（水）「ごみゼロの日」午後2時～

内容：新たに発生した大規模不法投棄がないか、ヘリコプターで上空から監視する。

【不法投棄や不適正処理を行った企業名の公表開始】

開始日：平成19年5月30日（水）

対象：廃棄物の不法投棄等を理由に不利益処分を受けた企業等

内容：札幌市内の事業者等で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反して、不利益処分を受けた企業名等の公表（ホームページへの掲載および報道機関への情報提供）を開始します。

【講習会「札幌市の不法投棄の現状と課題ー市民参加の重要性ー」】

日時：平成19年6月1日（金）午後2時～3時30分

場所：札幌市環境プラザ 環境研修室（北区北8条西3エルプラザ2階）

講師：北海道工業大学 椎野 准教授

対象：札幌市不法投棄ボランティア監視員、一般市民

内容：札幌市における不法投棄の傾向分析を通じ、不法投棄されにくい街並みのつくり方について説明してもらう。

参加申し込み：前日までに、事業廃棄物課（211-2927）に電話で。

問い合わせ：環境局 環境事業部 事業廃棄物課

不法投棄対策担当課長 木田

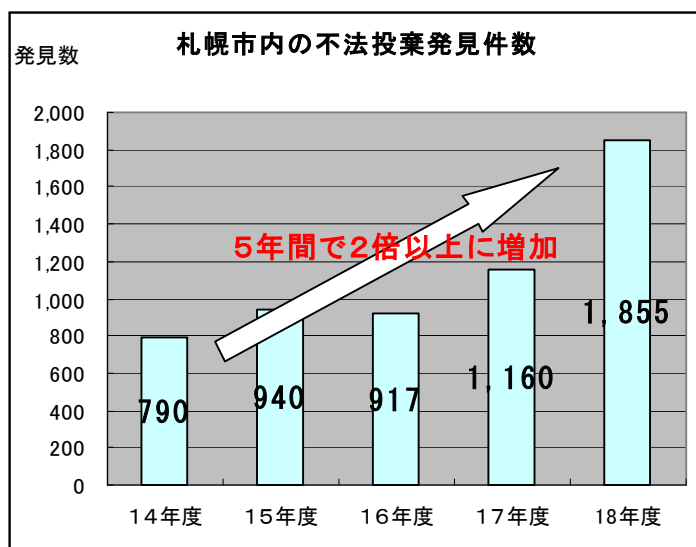
電話 211-2927

■ 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

不法投棄を発生させない環境づくりを進めるため、5月30日から6月5日までの期間、全国の自治体、市民等が連携し、一斉に不法投棄監視事業や啓発事業を展開するもの。

札幌市もこれに協力し、各種事業を展開しています。

■ 札幌市内の不法投棄発見件数の推移



札幌市内の不法投棄発見件数は、毎年増加の一途をたどっています。

パトロールで発見したり通報を受けたりした不法投棄の件数は、平成14年度の790件から平成18年度には1,800件以上に増えています。

■ 不法投棄された家電リサイクル法対象製品の台数と撤去費用

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
回収台数 (台)	2,080	3,440	4,143	4,809	5,485	5,541
撤去費用 (千円)	8,416	13,150	15,156	17,813	16,411	20,954

家電リサイクル法の対象となっているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の不法投棄は年々増加しており、平成18年度の撤去費用はついに2000万円を超えています。

■ 札幌市の不法投棄対策

- 不法投棄を発見した場合には、周辺住民への聞き込み等により犯人の特定に努めています。また、犯人が半明した場合には警察等に通報しています。(平成18年度通報件数・・・31件)
- ヘリコプターによる上空監視の実施
- 元警察官の監視員によるパトロールの実施
- 夜間パトロールの実施
- 不法投棄監視カメラの設置
- 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を行った企業名等の公表を開始(平成19年5月30日～)

■ 市民との協力体制

- 清田区と西区では市民の協力を得て、ボランティア監視員制度をスタートしています(監視員約200人)。この制度をできるだけ早い時期に全市に拡大します。
- 一般の方にも不法投棄を見かけた際の積極的な通報を呼び掛けていきます。

不法投棄撲滅緊急宣言

四季折々の季節感に満ち、美しい自然を享受できる私たちの街さっぽろ。

この美しいさっぽろが一部の心ない人たちの行為により危機に瀕しています。

いま、市内の各所で悪質な不法投棄や野外焼却により、市民の生活環境が脅かされていることは、とりわけ深刻な問題です。

不法投棄は、環境に対する破壊行為であり、私たちの自然に恵まれた良好な環境の中で生活する権利を侵害する極めて重大な犯罪行為であります。

札幌市では、不法投棄の撲滅のために、これまで以上に関係機関との連携を深めていくとともに、司法手続きも念頭に置きながら、市民と一体となって不法投棄を絶対に許さないまちづくりの実現を目指していくことを宣言致します。

平成十九年五月二十五日

札幌市長 上田文雄